

様式第 1 号

審查基準整理票

処分名	犬の登録及び鑑札の交付		
根拠法令名	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）	（条項）	第4条第2項
基準法令名	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）	（条項）	第4条第1項
所管部署	健康福祉部衛生課動物愛護センター		
標準処理期間	1 日	法定処理期間	－ 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載			
【犬の登録及び鑑札の交付申請に係る審査基準】 狂犬病予防法第4条第2項に基づく犬の登録及び鑑札の交付申請は、次の各項目を満たしていることを基準とする。 1 申請する犬の所在地は、大津市内であること。 2 申請する犬は、所有者が犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日以内であること。			
参 考 [根拠法令・基準法令] 狂犬病予防法 (登録)			
第4条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。 2 市町村長は、前項の登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。